

生坂村の財政健全化判断比率等の状況

● 財政健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、市町村は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付して議会に報告し、公表することが義務づけられています。

令和7年度の決算等の数値を用いて、健全化判断比率や資金不足比率を次のとおり算定し、7月に監査委員の審査を受けて9月に議会へ報告を行いました。

■ 令和7年度決算に基づく生坂村の健全化判断比率

健全化判断比率 (指標名)	生坂村	早期健全化 基準	財政再生 基準	解 説
① 実質赤字比率	—	15.00	20.00	標準財政規模に対する一般会計等 (村では「一般」、「村営バス」会計を 言います)における実質赤字の割合 [参考:前年度/生坂村 —]
② 連結実質赤字比率	—	20.00	30.00	標準財政規模に対する地方公共団 体すべての会計における実質赤字の 割合 [参考:前年度/生坂村 —]
③ 実質公債費比率	7.4%	25.0	35.0	標準財政規模に対する一般会計等 が負担する元利償還金、準元利償 還金の割合の3ヵ年平均 [参考:前年度/生坂村 7.3%]
④ 将来負担比率	—	350.0		標準財政規模に対する一般会計等 が将来負担すべき実質的な負債の 額の割合 [参考:前年度/生坂村 —]

※当村では実質赤字、連結実質赤字、将来負担比率が生じなかったため、「—」・・・数値なしとなりました。

■令和7年度決算に基づく生坂村の資金不足比率

会 計 名	資金不足 比 率	経営健全化 基 準	解 説
簡 易 水 道 事 業 会 計	—	20. 00	各公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合・・・公営企業会計にあつては、生坂村は左記の3会計があります。 [参考:前年度/生坂村3会計とも —]
下 水 道 事 業 会 計	—	20. 00	
福祉センター特別会計	—	20. 00	

※当村では資金不足が生じなかったため、「—」・・・数値なしとなりました。